

日 薬 業 発 第 304 号

令 和 8 年 9 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

令和8年台風第25号に伴う災害により被災した被保険者等における
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

標記につきまして、社会保険診療報酬支払基金から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和8年台風第25号に伴う災害に伴い、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間が示されたこと等につきましては、令和8年9月24日付け日薬業発第303号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等についての提供に関する取扱いが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- ・ 令和8年台風第25号に伴う災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

(令和8年9月22日付け事務連絡、社会保険診療報酬支払基金)

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 8 年 9 月 22 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被災した被保険者等における
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年台風第 25 号に係る災害」につきましては、厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人の同意

社会保険診療報酬支払基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

4 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター（分室）及び審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金本部 電話 03-3591-7441（代表）

・アクティブ化に関することについて

情報基盤部資格情報課 藪井

・第三者提供に関することについて

事業統括部中日本事業サポート課 若杉



令和 8 年 9 月 21 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の 15 市 8 町 1 村、東京都の 1 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市 (ちょうし)、木更津市 (きさらづし)、野田市 (のだし)、成田市 (なりたし)、旭市 (あさひ)、 勝浦市 (かつうらし)、流山市 (ながれやまし)、鴨川市 (かもがわし)、君津市 (きみつ)、 富津市 (ふつつし)、袖ヶ浦市 (そでがうらし)、南房総市 (みなみぼうそうし)、匝瑳市 (そうさし)、 香取市 (かとりし)、いすみ市 (いすみし)、栄町 (さかえまち)、神崎町 (こうさきまち)、 横芝光町 (よこしばひかりまち)、睦沢町 (むつざわまち)、長生村 (ちょうせいむら)、 長南町 (ちやうなんまち)、大多喜町 (おおたきまち)、御宿町 (おんじゆくまち)、鋸南町 (きよなんまち)	9 月 20 日 (9 月 21 日)
東京都 (1 町)	大島町 (おおしままち)	9 月 21 日 (9 月 21 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

○留意事項

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市 (ちばし)、市川市 (いちかわし)、船橋市 (ふなばし)、館山市 (たてやまし)、 松戸市 (まつどし)、茂原市 (もばらし)、佐倉市 (さくらし)、東金市 (とうがねし)、 習志野市 (ならしのし)、柏市 (かしわし)、市原市 (いちばらし)、八千代市 (やちよし)、 我孫子市 (あびこし)、鎌ヶ谷市 (かまがやし)、四街道市 (よつかいどうし)、八街市 (やちまたし)、 印西市 (いんざいし)、白井市 (しろいし)、大網白里市 (おおあみしらさとし)、白子町 (しらこまち)、 長柄町 (ながらまち)	8 月 13 日 (8 月 13 日)
	富里市 (とみさとし)、山武市 (さんむし)、酒々井町 (しすいまち)、九十九里町 (くじゅうくりまち)	8 月 13 日 (8 月 14 日)

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）